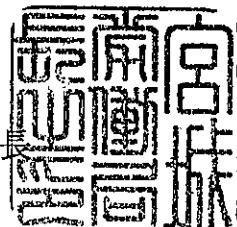


宮労発基1101第1号
令和5年11月1日

一般社団法人宮城県経営者協会 会長 殿

宮城労働局長



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組
に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死等防止対策推進法では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

また、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」では、過労死等防止対策の数値目標として、令和7年までに、週労働時間60時間以上の労働者の割合を5%以下とすることや年次有給休暇の取得率を70%以上とすることなどが掲げられています。

一方、働き方改革推進法による改正労働基準法では、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日から適用されています。現在、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されることになります。

このようなことから、厚生労働省では、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年に引き続き、11月に「過重労働解消キャンペーン」を展開して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて本キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下事業場等に対する周知啓発に御協力をお願いします。

1 働き方の見直しに向けた取組を進めるため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気を醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと。

(具体的な取組例)

- 経営トップによるメッセージの発信
- 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与や時間単位で付与する制度等の導入
- ノー残業デーの設定
- 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等

2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めさせていただくこと。

また、物流事業者や建設事業者以外の事業者においても、荷主となる場合には長時間の恒常的な荷待ちを発生させないよう努め、建設工事の発注者となる場合には適正な工期設定となるよう考慮していただくこと。

3 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと。

4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行っていただくこと。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費や原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと。

担当

雇用環境均等室 寺島 (022-299-8844)

労働基準部監督課 菅原 (022-299-8838)